

京都市告示第609号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、令和4年1月7日付け京都市告示第500号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、第6条第4項の規定に基づき、次のとおり解除します。

令和6年2月19日

京都市長 門川大作

1 土地の所在地

京都市上京区西洞院通樫木町上る東裏辻町418番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)